がん検診(肺がん)チェックリスト 検診機関別回答一覧	1	2	3	4	5	6	压虚士:	8	9	10	11 12			15	16 压.去~ ·	1/		左		21 2	2 23			26	27	28	29	30	31	32	33	34 3	35	,
	柏の森クリーニック	医療法人 社団あい おいクリ	市川市民 診療所	医療法人 社団徳明	やまもと内 科・内視鏡 クリニック		医療法人 社団新穂 会 行徳フ ラワー通り	ったなか医 院	ひさきファ 吉里 ミリークリ 神系 ニック !!	野内科·相 経内科 信:	 之川慶 長浜ク 会医院 ニック	医療法 一条会(団)一条	法人 (社 本田内科 会 クリニック	 ┌ ┌ 上田医院	医療法人 社団雄渓 会 市川コ	いまいクリ	医療法人 社 人	医療法人 上団やまも おおと消化器 多	おわだ佐 クリニッ 仁整	医療 医形外 仁網 科 玉井	法人 社団恒	i 陽 部 科クリニ	内 井上医院	 いわせ医 院	東菅野診療所	医療法人 社団慶桜 会かねこ	あきつ会鈴 木医院	大町植竹 医院	医療法人 社団和真 会なずなク	野ロクリー		大谷医院	 浜宮崎 医院	
対象者への説明		ニック	10 /3,7/1	会 	クリニック		ラワー通り クリニック	196	ニック	医院 '''	AER 77	病院	ラリニック		ルトンクリ ニック		病院	N科·肛門 科 ———————————————————————————————————	ク '	□ □ 玉井	医院 グリニッ	νή <i>γ</i>		POL	75.171	医院	71/67/90	E-190	リニック	1 1	わハートク リニック		200	
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(喀痰細胞診で要精密検査となった場合は、喀痰細胞診の再格は不適切であることなど)を説明しましたか	₹ O	0	0	0		0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
(2) 精密検査の方法について説明しましたか (精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを (3) 説明しましたか [※]	ř O	0					\bigcirc	\bigcirc	0	\circ	0 0						0	0	0 (0						0	0	\cap						
※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)			ļ -	<u> </u>			-					-		+								-				-								+
検診の有効性(胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検 (4) 診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること		0		0		0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0		0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか (体診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しました。																																		+
(5) たか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	+
(6) 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(7) 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行いましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
問(問診)、及び撮影の精度管理																																		
検診項目は、質問(医師が自ら対面で行う場合は問診)、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×(1) 年数)が600以上だった者(過去における喫煙者を含む)への喀痰細胞診としましたか※																																		,
(1) ※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができます。 また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替えます。		×						×		×			0						× (0	O	×				O	,
質問(問診)では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。 また最近6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧めました	<u> </u>	_	_			_			_	_			_			_	_					_		_	_	_	_	_	_	_	_			
(2)		0		0									0												0			0						
(3) 質問 (問診) 記録は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の 画質の評価と、それに基づく指導を行いましたか	0	0	0	0	0	0	0	×	0	×	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
撮影機器の種類(直接・間接撮影、デジタル方式 [※])、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を仕様書 ^{※※} に明記し、日本肺癌学会が気	定																																	
める、肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影しましたか (5) ※デジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いることを指します。		0		0	0	\circ	0	0		0	0 0	0		0	0		0	0		0 0		0		0	0	0	0	\circ	0	0		0	0	
※※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことを指します。(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告 していればよい) ・貴施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した撮影機器・撮影方法が学会の方針に準じており、かつ、貴施設が仕様書内容を遵守している場合に〇と回答	i l																																	-
(6) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
部エックス線読影の精度管理																																		
自治体や医師会から求められた場合、読影医の実態(読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器 (1) 外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影		0		0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
講習会」の受講の有無等)を報告していますか - 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は下記の要件 [※] を満たしていますか	+						+							-																				
一型の形を1000 では、																																		,
(2) ・第二読影医:下記の1)、2)のいずれかを満たすこと 1)3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加		0	0	0		0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0				0	,
している 2)5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関す る症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している																																		
2名の読影医のうちどちらかが「要比較読影」としたもの [※] は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影しましたか																																		
(3) ※二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部 X 線検査の判定基準と指導区分」の「d」「e」に該当するものを指します。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
(4) 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する(あるいは読影委員会等に委託する)」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行いましたか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	
(5) シャウカステン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従いましたか		0		×	0	0	0	0	0	0	0 0	0		0	0		0	0		0 0		0	0	0	0	0	0	\circ	×	0		0	\circ	,
読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部 X 線検査の判定基準と (6) 指導区分」によって行いましたか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ	
※地域保健・健康増進事業報の要精検者はE判定のみです。																																		
(7) 胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	0	0		0		0	0	0			0 0			0	0	0					0					0	0	0	0	0	0		0	-
(8) 胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 (0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<i>'</i>
痰細胞診の精度管理 																																		
細胞診の業務を委託する場合 [※] は、その委託機関(施設名)を仕様書等 ^{※※} に明記しましたか ※業務を委託していない場合は回答不要です。						· ·																						~						,
() 回答欄にハイフン (-) を入力してください(空欄にしないでください)。 ※※仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していれば可です。 医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。		0		×		×			0			×	0	×					×									×	×				0	,
(2) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行いましたか	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0 0	0	×	×	0	0	0	0	× (O ×	< O	0	×	0	×	×	0	×	×	0	0	0	0	!
(3) 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行いましたか		0		×	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	×	0	0	0	0	× (O ×	< O	0	×	0	×	×	0	×	×	0	0	0	0	
(4) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしましたか		0		×	0	0	0	0		0	0 0	×		×	×	0	0	0	× (O ×	· 0	0	×	0	×	×	0	×	×			0	0	
(4) 間が機体があれたと似め上のパッドドは、と名は上の技能によりパック ニックしょしたが がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか [※]																					`				^									-
(5) ※がん発見例については必ず見直しを実施してください。 またがん発見例が無い場合でも、見直す体制があれば○と回答してください。		0		×		0	0	0	0	0	0 0	0	0	×	×		0	0	× (0 0		0	×	0	×	0	0	×	0	0			0	,
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0 0	0	×	×	0	0	0	0	× (0 0) 0	0	×	0	×	0	0	×	0	0	0	0	0	
(7) 喀痰細胞診検査結果は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	×	0	0	0	0	× (0 0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ	ļ
 ステムとしての精度管理																																		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか		0		0	0	\cap	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば〇です。 (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報*について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか		0				0	0	0			0 0					0									0	0	0	0						
(乙) ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(診断、治療方法、手術所見、病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会か											0 0																							
(3) ら求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0				0	,
検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のために「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」を年に1回以上開催しています (4) か。もしくは、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会を年に1回以		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 () () 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上受講させていますか 内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会 (自施設以外の専門家 [※] を交えた会)を年に1回り																																		
(5) 上開催していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に1回以上参加していますか ※ 当該検診機関に雇用されていないがん検診の専門家や肺がん診療の専門家などを指します。		0	0	0		0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	
自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか** (6) ** ・本調査では全和4年度のプロセス指標値について回答してください。	0	0		0	0		0	0	0	0	0 0		0			0	0	0	0 (0 0		0	0					0	0	0		0	\bigcirc	
・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	+											-																						+
(7) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努め	A	0	×	0		0	0	×	0		O ×	0		0	0	0	0					0	0	0	0	×	0	0	×		0		0	-
(8) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<u> </u>
項目1~4の合計																																		
(1) FM (0 x) TE FM	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36 36	36	36	36	36	36	36	36	36 3	36 3	6 36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36 3	36	
(1) □答(○,×)項目数	+	35	34	28	36	35	36	33	36	34	36 35	34	32	29	34	36	36	36	28 3	36 3	3 36	36	31	36	31	32	36	30	29	36	36	36 3	36	
(1) 回合(O,×)項目数 (2) 実施(O)の項目数	35		ı			1				1					1									1						\vdash	+			+
	35	1	2	8	0	1	0	3	0	2	0 1	2	4	7	2	0	0	0	8 0	0 3	3 0	0	5	0	5	4	0	6	7	0 1	0	0	0 1	
(2) 実施(○)の項目数	1	1	2	8	0	1	0	3	0	2	0 1	2	4	7	2	0	0	0	8 0	0 3	3 0	0	5	0	5	4	0	6	7	0	0	0	0	

※千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会での検討を踏まえ、調査に御協力いただいた個別検診機関のうち、評価がAまたはBの検診機関のみ公表しています。

(評価がCまたはD、未回答の検診機関は掲載していません。)

★が付いている項目は、検診機関の取組に関する項目であり、付いていない項目は、市町村等と連携して取組むことが可能な項目です。

がん検診(肺がん)チェックリスト 検診機関別回答一覧	38	39	40	41	42	43		45 46	47	48	49			2 53	54	55 56	57	58 5	59 60	61	62	63	64 6.	5 66	67	68	69	70 7	71 72	/3	/4	4
	医療法人 社団真宏 社団真宏 会 さたク	他ハビルー	医療法人 社団誠安 会あべ内 斎	「藤医院 「藤医院	佐々木内 中 科医院	中島整形(外科	+1 =	療法人 団順河 かわの 成毛医 料循環	 上井内科 院 胃腸科医	医療法人 社団 南 行徳整形 外科内科	 松丸メディ カルクリ	医療法人社団岩田が上がった。	 	 	形 膚 篠塚医院 :	いまい醫 いちかれ 院 ハートク	カ ウ ツ 吉田医院 ³	藤産婦 科眼科 クリュ	とば内 呼吸器 ー w カ リニッ	ぎク 福谷内科	大沢医院	が内クリ 若 ニック =	葉クリ ふる ⁵ シンク 科クリ	 ニッ 福田医	院 市川未来	 上白土 ハートクリ	たていし内	竜崎医院 渡辺	 森クリ	ニッ ましずケ	医療法 クリ 社団祐 ク 会おひさ クリニッ	法人 祐希 (ハ>+
対象者への説明	リニック		科クリニッ ク		竹丛炕	7144	ツージン 内和 器:2 	斗循環 ブリック 	院	外科内科	ニック	ログラーク ク 	9-97 79-	-97 科医院 		「「「」 ニック		^{イ子取件} クリ <u>-</u>	ニック				-97 7		79-97	ニック	127				クリニッ	<u>*</u> でより
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(喀痰細胞診で要精密検査となった場合は、喀痰細胞診の再検は不適切であることなど)を説明しましたか		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		0	0			0 0	0	0 (0 0	0		0	0 0		0	0		0	0 0	0	0)
(2) 精密検査の方法について説明しましたか (精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0		0	0 0	0	0	0 0	0	0	0	0 0			0	0	0	0 0	0	0)
精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを (3) 説明しましたか**	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 () 0	0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) 0	0	0	0	0	0 0	0	0	
※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています) 検診の有効性(胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検	1																															
(4) 診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること (偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		0				0 0	0		0 0	0		0	0 0		0	0		0	0 0	0	0)
/F) 検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しまし		0	0													0 0						0	0 0									
(5) たか (C) はなくだれが見のだく互告のしたに仕署することも登出しまします。) 0								_
(6) 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか (7)			O	0	0	0	0	0 0				0	0 (0 0	0	0	0 0	0		0	0) (J 0)
(7) 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行いましたか 		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) 0	0		0	0	0	0	0)
[問(問診)、及び撮影の精度管理 																																
検診項目は、質問(医師が自ら対面で行う場合は問診)、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数× (1) 年数)が600以上だった者(過去における喫煙者を含む)への喀痰細胞診としましたか [※]					0		0	0 0		×		0	0 (0 (0 0	×		0						0	× C			<u> </u>
※質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができます。 また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替えます。																																
質問(問診)では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。 また最近6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧めました (2)		0					0	0 0		×		0						0 (0						0	0 0			C
、 か** ※有症状者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば○と回答してください。																																
(3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 () 0	0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) 0	0	0	0	0	0 0	0	С)
(4) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の 画質の評価と、それに基づく指導を行いましたか		0	0	0	0	0	0	×	0	0		0				0 0	0	0 (0 0	×	0	0	0 0		×	0		0	×	0	×	(
撮影機器の種類(直接・間接撮影、デジタル方式 [※])、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を仕様書 ^{※※} に明記し、日本肺癌学会が定める、肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影しましたか																																-
(5) ※デジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いることを指します。 ※※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことを指します。(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告 していればよい)					0	0	0	0 0				0				0 0			0 0						0) 0		×	
・貴施設(もしくは医師会等)が仕様書に明記した撮影機器・撮影方法が学会の方針に準じており、かつ、貴施設が仕様書内容を遵守している場合に〇と回答 (6) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか			0		0	0	0	0 0				0	0 (0 0		0 (0 0			0	0 0						0 0			
ロー・ソフへ 「水	TH.																															
(1) 外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」の受講の有無等)を報告していますか			0		0	0	0	0 0	0	0		0			0	0 0			0 0						0							`
読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は下記の要件 [※] を満たしていますか																																
※読影医の要件 ・第一読影医:検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加していること ・第二読影医:下記の1)、2)のいずれかを満たすこと																																_
(2) 第一説形と、下記の1)、2)のいすれがを満たすこと 1)3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している							0																		0							
2)5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関す る症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している																																
2名の読影医のうちどちらかが「要比較読影」としたもの [※] は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影しましたか (3) ※二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部 X 線検査の判定基準と指導区分」の	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0		0	0	0	0	0 0	0		,
「d」「e」に該当するものを指します。 (A) 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する(あるいは読影委員会等に委託する)」、「二重読影を行った医師がそれぞ	,																						0 0									-
(4) れ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行いましたか																0 0																<u>-</u>
(5) シャウカステン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従いましたか 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部 X 線検査の判定基準と		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0 0	×	0	0 0	0	0	0	0) (0			0	J 0	0	C	_
(6) 指導区分」によって行いましたか ※地域保健・健康増進事業報の要精検者はE判定のみです。		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		0				0 0	×		0 0	0		0	0 0		0	×			0 0	0		
(7) 胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 () 0	0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) 0	0	0	0	0	0 0	0		-
(8) 胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) (0	0	0	0	0 0	0		•
【																																
細胞診の業務を委託する場合 [※] は、その委託機関(施設名)を仕様書等 ^{※※} に明記しましたか																																
(1) ※業務を委託していない場合は回答不要です。回答欄にハイフン(-)を入力してください(空欄にしないでください)。※※仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していれば可です。		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		0		×	×	0 0	0	0	0 0	0		0	×		×			0	0 0	×	0)
医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。																																
(2) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行いましたか		0	0	0	×	0	0	0 0	0	×	0	0	0 () ×	×	0 0	×	0 (0 0	0	0	0	×		×	×	0	0	0 0	×	×	
(3) 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行いましたか	0	0	0	0	×	0	0	0 0	0	×	0	0	0 () ×	×	0 0	×	0 (0 0	×	0	0	×		×	×	0	0	0 0	×	×	(
(4) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしましたか		0	0	0	×	0	0	0 0	0	×	0	0	0	×	×	0 0	×	0 (0 0	×	×	0	×		×	×	0	0	0 0	×	×	(
がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか [※] (5) ※がん発見例については必ず見直しを実施してください。	×	0	0	0	×	0	0	0 0	0	×	0	0	0 () ×	×	0 0	×	0 (0 0	0	0	0	×		0	×	0	0	0 0	×	×	×
またがん発見例が無い場合でも、見直す体制があれば○と回答してください。 (6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか		0	0	0	0	0	0	0 0	0		0	0	0 () ×	×	0 0			0 0				× () 0		×		0 (_
										^					^								^								^	_
▼ (7) 喀痰細胞診検査結果は少なくとも5年間は保存していますか		0	0	0	0	0	0	0 0	0		0	0	0	×	O	0 0	×	0	0 0	O	0	0	×) (0			5 0	×)
システムとしての精度管理																																
● (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) (0	0	0		O ×	0	0)
「(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 [※] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0 0) (0	0	0	0	0 0	0	0)
精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 [※] (診断、治療方法、手術所見、病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		0	0 (0 0	0	0 (0 0	0		0	0 0			0	0	0	0 0		0)
※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。 検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のために「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」を年に1回以上開催しています																								_	_		+ +		_			_
r (4) か。もしくは、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会を年に1回以 上受講させていますか		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 () 0	0	0 0	0	0 (0 0	0		0	0 0		0	0	0) 0	0	0)
内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会 (自施設以外の専門家 [※] を交えた会)を年に1回以 (5) 上開催していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に1回以上参加していますか	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		0	0 () 0	0	0 0		0 (0 0	0		0	0 0		0	0		0	0 0	0	0)
※ 当該検診機関に雇用されていないがん検診の専門家や肺がん診療の専門家などを指します。 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※	+														+ +									-			+ +					_
(6) ※・本調査では <mark>令和4年度のプロセス指標値</mark> について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0 0	0	0 (0 0	0		0	0 0) (0	0		0) 0	0	0)
(7) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0		0	0 0	0	0		×		0	0 0		0	0	0	0	O ×	0	×	(
(8) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0 (0	0	0 0	0	0 (0 0	0	0	0	0) 0	0	0	0	0	0 0	0		
	36	36	36	36	36	36	36 3	36 36	36	36	36	36	36 3	6 36	36	36 36	36	36 3	36 36	36	36	36	36 3	6 36	36	36	36	36 3	36 36	36	3 3	1
(1) 回答(○,×)項目数	1 -			-		36		35 36		29	36	36		6 29	30	36 36			36 36				29 3			30	36		34 33		_	٦,
(1) 回答(○,×)項目数 (2) 実施(○)の項目数	35	36	37	3	7 /	1				. /7		JUI	UU 3	∪	JU	JU JO	20	00 3	\sim \mid $^{\circ}$	اد ا		UU	د، _ا ک	ا ر	ı JI	, JU '	1 00	UU I	∍ - ১১	∠7	28	۲
(2) 実施(〇)の項目数	35	36	36	36	32		70 ,	1 -						_ _	,				_ -		,		7			+ ,	+ -		2			_
	35	46 1	0	0	4	0 0	0	1 0	0	7	0	0	0	7	6	0 0	8	0 (0 0	5	1	0	7 3	0	5	6	0	0	2 3	7	8	3

※各検診機関において、肺がん検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。 ※千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会での検討を踏まえ、調査に御協力いただいた個別検診機関のうち、評価がAまたはBの検診機関の (評価がCまたはD、未回答の検診機関は掲載していません。)

★が付いている項目は、検診機関の取組に関する項目であり、付いていない項目は、市町村等と連携して取組むことが可能な項目です。